小林　繁	大正一五、七、一四	米子市久米町四五	株式会社米子鉄工所専務取締役 鳥取県地方労働委員会委員	米子（社）②三二七五（宅）②三四四五	
安部三代治	明治三二、一〇、一	米子市久米町三二	山陰石油株式会社取締役 鳥取県経営者協会副会長	米子（社）②三一七一（宅）②二七三五	坂口合名会社支配人 鳥取県地方労働委員会委員
永川重幸	明治三四、一、一一	米子市錦町二丁目六二	電気商事株式会社代表取締役	米子（社）②五五五八	米子機工株式会社専務取締役 鳥取県地方労働委員会委員
加納勝巳	明治四四、三、一〇	鳥取市庖丁人町九	鳥取県地方労働委員会事務局長	鳥取（局）六八〇四（宅）四七九六	鳥取県東部福祉事務所長
田中峯治	大正一、一〇、二九	八頭郡八東町大字小別府三九三	鳥取県地方労働委員会事務局次長 審査課長事務取扱	鳥取（局）六八〇四 八頭（宅）五三	鳥取県地方労働委員会事務局調整課長
山内常雄	大正一、一〇、九	鳥取市江崎一〇六	鳥取県地方労働委員会事務局調整課長	鳥取（局）六八〇四	鳥取県地方労働委員会事務局審査課長

正誤

昭和四十一年四月一日付け鳥取県規則第十四号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
一	下	終わりから十一	運絡調整	連絡調整

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目　次

◇告　示
教育職員の免許状の授与
昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号の一部改正
国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
健康保険法による保険医療機関の指定
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出の受理
解除予定の保安林にする旨の通知
◇内水面漁場管理委告示　漁業法によるあゆの採捕禁止について
◇公　告　鳥取県社会教育委員候補者を推薦できる期間等

告　示

鳥取県告示第二百五十三号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年五月二十日

鳥取県知事　石　破　二　朗

免許状の種類	番号	氏名	本籍地
高等学校助教諭免許状	昭四一高助第一号	門脇登貴江	鳥取県

鳥取県告示第二百五十四号

昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号（児童福祉収容施設措置費の保護単価について）の一部を次のように改正し、昭和四十一年四月一日から適用する。

昭和四十一年五月二十日

鳥取県知事　石　破　二　朗

別表㈠及び別表㈡を次のように改める。

受付 41.5.23 鳥取図書館 倉吉分館

別表（一）

事務費の児童一人当たりの保護単価表　（月額）

施設区分	施設名	地域区分	寒冷地手当級地区分	算出上の所要単価 一般分	算出上の所要単価 寒冷地加算	国の示す単価 一般分	国の示す単価 寒冷地加算	設定保護単価	適用人員又は適用世帯	備考
教護院	喜多原学園	乙	1級地	円 9,807	円 84	円 8,807	円 55	円 8,862	人 128	
精神薄弱児施設	皆成学園	乙	〃	11,306	113	10,677	93	10,770	120	
盲児施設	積善学園	乙	〃	17,084	169	12,103	97	12,200	30	
ろうあ児施設	積善学園	乙	〃	12,759	124	9,617	93	9,710	78	
養護施設	鳥取こども学園	乙	〃	7,894	75	7,798	82	7,873	80	
	青谷こども学園	乙	〃	7,248	69	8,515	82	7,317	30	
	因伯子供学園	乙	〃	8,249	79	8,042	89	8,121	60	
	光徳子供学園	乙	〃	8,791	76	8,515	96	8,591	30	
	聖園天使園	乙	〃	8,440	82	7,798	82	7,880	80	
乳児院	米子乳児園	乙	〃	26,067	262	26,221	287	26,329	15	
精神薄弱児通園施設	若草学園	乙	〃	10,585	101	9,959	90	10,029	30	
	あかしや学園	乙	〃	11,785	108	9,959	90	10,029	30	
母子寮（県措置分）	郡家母子寮	乙	〃	9,340	89	9,262	89	9,351	世帯 20	
	赤碕母子寮	乙	〃	3,858	34	8,992	45	3,892	19	
母子寮（市措置分）	鳥取母子寮	乙	〃	7,369	69	8,992	43	7,412	20	
	倉吉母子寮	乙	〃	6,596	57	8,992	39	6,635	11	
	米子東母子寮	乙	〃	4,875	43	8,992	29	4,904	15	
	米子西母子寮	乙	〃	5,307	49	8,992	24	5,331	18	

3才未満の者の加算分　（月額）

施設区分	施設名	地域区分	一人当り加算額	備考
養護施設	鳥取こども学園	乙	円 2,599	
	青谷こども学園	乙	2,599	
	因伯子供学園	乙	2,599	
	光徳子供学園	乙	2,599	
	聖園天使園	乙	2,599	

別表 2

事業費の児童1人当たりの保護単価表

経費の種目／種別	生活諸費	生活諸費以外の事業費									
		教育費	学校給食費	見学旅行費	入進学支度金	生活指導訓練費	期末一時扶助費	就職支度費	職業補導費	葬祭費	里親手当保護受託者手当
	（日額）	（月額）	（年額）	（年額）	（年額）	（月額）	（年額）	（1件当り）	（月額）	（1件当り）	（月額）

養護施設	202円 内訳{飲食物費 149円 日常諸費 53〃	(一般分) 小学校 第1学年 302円 第2〃 322	その学校において徴収される実費	小学校 第6学年 1,440円	小学校第1学年入学児童 中学校第1学年進学児童 各2000円	100円				
教護院	202円 内訳{飲食物費 149円 日常諸費 53〃	第3〃 349 第4〃 445		中学校 第3学年 3,473円					(一般分) 6,000円	進展費所定の実費
精神薄弱児施設	202円 内訳{飲食物費 149円 日常諸費 53〃 (加算分) 重度精神薄弱児加算 112円	第5〃 364 第6〃 384 中学校 第1学年 832円 第2〃 685 第3〃 657		高等部 4,570円					(加算分) 火部科目動車科でれぞれ本文に示す額	
盲児施設	202円 内訳{飲食物費 149円 日常諸費 53〃	盲ろうあ児施設の高等部					505円	10,000円 通所のための交通費の実費		
ろうあ児施設	202円 内訳{飲食物費 149円 日常諸費 53〃	第1学年 第2〃 第3〃 } 724円	その学校において徴収される実費							
里親	(一般分) 209円 内訳{飲食物費 149円 日常諸費 60〃 (乳児分) 211円 内訳{人工栄養費 151円 日常諸費 60円	(加算分) (1) 教科書代 (2) 教護院の教材費 小学校該当児 8円								里親手当 500円
し体不自由児施設	通園指導費 194円 重度し体不自由児加算費 144円	中学校該当児 12円 (3) 通学のための交通費の実費								
虚弱児施設	(一般分) 222円 内訳{飲食物費 169円 日常諸費 53〃 (加算分) 結核性虚弱児加算費 45円									

情緒障害児短期治療施設	202円 内訳{飲食物費 149円 日常諸費 53〃	
乳児院	229円 内訳{人工栄養費 151円 日常諸費 78〃	
母子寮	日常諸費 8円 給食費(保育室) 3才以上児 27円 3才未満児 62〃	
精神薄弱児通園施設	74円 内訳{飲食物費 51円 日常諸費 23〃	
保護受託者		保護受託者手当 500円

鳥取県告示第二百五十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年五月二十日

鳥取県知事　石　破　二　朗

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国医一、一八八号	高橋　宏二	昭和四十一年三月十八日

鳥取県告示第二百五十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十一年五月二十日

鳥取県知事　石　破　二　朗

名称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
樋口医院	鳥取市大榎五〇七の一	内科、小児科、放射線科	樋口　実	昭和四十一年五月　一日	乙表点数表
医療法人養和会広江病院	米子市上後藤三二	精神科、神経科	理事長　広江　弌	〃	甲表〃
弓場外科医院	〃　万能町七四	外科、整形外科	弓場　正史	〃　三日	乙表〃
山枡内科医院	〃　西福原西原堂	内科	山枡　俊春	〃　四月二十三日	〃
岩井医院神戸分院	鳥取市中砂見三七の一	内科、小児科	岩井　博	〃	〃
野津医院	〃　卯垣一四〇の二	内科、小児科　放射線科	野津　英頤	〃	〃
中河原診療所	岩美郡国府町字中河原七七	内科、小児科	森　納	〃	〃
森　医院	〃　国府町谷一三〇の二	〃	〃	〃	〃
井上歯科診療所	八頭郡郡家町郡家三九	歯科	井上陽之助	〃	歯科〃

鳥取県告示第二百五十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年五月二十日

鳥取県知事　石破　二朗

診療所の名称	所在地	法第三十七条第五項の規定により申し出た都道府県名	申出の受理の年月日
林　医院	鳥取県八頭郡用瀬町大字鷹狩	全国都道府県	昭和四十一年三月一日

鳥取県告示第二百五十八号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年五月二十日

鳥取県知事　石破　二朗

一　解除予定保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字三徳字美徳頭一〇一一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的

水源のかん養

三　解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、あゆの採捕を昭和四十一年六月二十五日まで禁止することを指示する。

昭和四十一年五月二十日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長　江原　勇

公　告

鳥取県社会教育委員の委嘱に当たり、鳥取県内に事務所を有する社会教育団体が鳥取県社会教育委員候補者を推薦することができる期間及び推薦書の様式は、次のとおりとする。

昭和41年5月20日

鳥取県教育委員会教育長　木島　善兵衛

1　推薦期間　昭和41年5月20日から昭和41年5月30日まで

2　推薦書の様式

一

昭和　年　月　日

鳥取県教育委員会教育長殿

推薦団体名　代表者氏名　印

鳥取県社会教育委員候補者の推薦について

鳥取県社会教育委員候補者に下記の者を推薦します。

記

候補者氏名

生年月日

当該団体における役職名

最終卒業学校名